

2024年10月1日

工事関連業務委託契約における最低制限価格の算定式の見直しについて

以下の内容は2024年10月1日以降に公表を行う工事関連業務委託の契約案件に適用されるものです。

最低制限価格は原則として予定価格が50万円を超える工事関連業務委託契約の競争入札に設定します。

1 算定方法の変更内容

国土交通省の低入札価格調査基準改定に伴い、最低制限価格の設定範囲及び諸経費の算入率を改正するもの

2 設定範囲及び算定方法

- (1) 測量業務：予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、下記のアからウにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じた額
- (2) 地質調査業務：予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で、下記のアからエにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額
 - ア 直接調査費の額
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じた額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じた額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じた額
- (3) 建築関係の建設コンサルタント業務：予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、下記のアからエにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 技術料等経費の額に10分の6を乗じた額
 - ウ 諸経費の額に10分の6を乗じた額
 - エ 特別経費の額※
- (4) 土木関係の建設コンサルタント業務：予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で、下記のアからエにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じた額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じた額

※特別経費とは特許使用料、登録料、耐震評定手数料等他の機関に納付する費用

3 その他

案件ごとに設定した最低制限価格は非公表とします。